

議 長 日程第5「議案第10号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第10号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。雇用保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは説明をさせていただきます。今回の育児休業等に関する条例の改正におきましては、雇用保険法等の一部改正によりまして、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本町条例に改正が生じたため、一部改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、非常勤職員の育児休業する期間の拡大がされました。最長2歳まで延長できるというものでございます。また、保育の希望をし、申し込みをしているんですが、当面その実施が行われない場合、つまり待機児童になった場合であっても延長が認められるという条文を追加する改正でございます。

それでは1ページおめくりください。松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。松田町職員の育児休業等に関する条例（平成4年松田町条例第3号）の一部を次のように改正する。

1枚おめくりください。参考資料の新旧対照表がございまして、この表で説明をさせていただきます。左側が改正案、右側が現行でございまして、比較してごらんいただきたいと思います。第2条、育児休業することができない職員の規定でございまして。第4号ア、（イ）の下線部分でございまして。非常勤職員の子が1歳6カ月に達する日において育児休業をしていて、かつ1歳6カ月に達する日を超えて、それを超えてですね、引き続き育児休業することが継続的な勤務をするために特に必要と認められる場合として、規則で定める場合に該当するときは育児休業する期間を、できる期間を、当該子が2歳に達するまでの期間とするものでございます。

次のページをお願いいたします。第2条の3の第2号の下線部であります。「及び次条」を追加する改正ですが、新たに条文1条を追加したために、引用する条文を規定するものでございます。3ページの第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の新規条文であります。先ほど御説明した内容と同様でございますが、1歳6カ月に達する日において、育児休業をし、さらに1歳6カ月を超えて引き続き育児休業することが継続的な勤務のために必要な場合は2歳まで延長することができるということを規定したものでございます。この条文を追加したために、現行条文の第2条の4を、第2条の5に繰り下げております。

次のページをお願いいたします。4ページから5ページにかけての改正でございますが、第3条の第6号、第4条、それから5ページの第10条の7におきましては、条例で定める特別の事情がある場合を規定しております。いずれの改正も、保育所等に保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合というものを加えております。要するに、待機児童というようになった場合を明記しているということでございます。

本文2ページにお戻りください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第10号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決す

ることに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。